

京都市条例第49号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例（抄）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律又は他の条例で別に定めるもののほか、執行機関の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）に附属機関を置き、その名称、担任する事務並びに委員の定数及び任期は、別表のとおりとする。

2 前項の附属機関のほか、市長その他の執行機関は、その定めるところにより、設置期間が1年以内の附属機関を置くことができる。

3 市長その他の執行機関は、前項の規定により附属機関を設置したときは、その旨を市会に報告しなければならない。

（委員の委嘱等）

第3条 附属機関（前条第1項及び第2項の附属機関をいう。以下この条、次条第1項及び第5条から第8条までにおいて同じ。）の委員は、学識経験のある者その他それぞれの附属機関が担任する事務に応じて市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期の特則等）

第4条 第2条第1項の規定にかかわらず、補欠の附属機関の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 第2条第1項に規定する附属機関の委員は、再任されることができる。

（特別委員及び専門委員）

第5条 附属機関に、特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があるときは特別委員を、専門の事項を調査させるため必要があるときは専門委員を置くことができる。

2 特別委員及び専門委員は、学識経験のある者その他市長等が適当と認める者のうちから、市長等が委嘱し、又は任命する。

3 特別委員は特別の事項に関する調査又は審議が終了したときに、専門委員は専門の事項に関する調査が終了したときに、それぞれ解嘱され、又は解任されるものとする。

（部会）

第6条 附属機関は、特定又は専門の事項について調査し、又は審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 附属機関は、その定めるところにより、部会の決議をもって附属機関の決議とすることができる。

（秘密を守る義務）

第7条 附属機関の委員（特別委員及び専門委員を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、附属機関に関し必要な事項は、市長等が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（この規則の公布の日は、平成25年11月15日である。）

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

名 称	担任する事務	委員の定数	委員の任期
京都市多文化 施策懇話会	地域における多文化共生（国籍、民族等の異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくことをいう。）の推進に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議すること。	12人以内	2年

京都市規則第124号

京都市多文化施策懇話会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例第8条の規定に基づき、京都市多文化施策懇話会（以下「懇話会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(座長)

第2条 懇話会に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、懇話会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集及び議事)

第3条 懇話会は、座長が招集する。ただし、座長及びその職務を代理する者が在任しないときの懇話会は、市長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 懇話会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 懇話会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第4条 懇話会の庶務は、総合企画局において行う。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の懇話会に相当する合議体の座長である者は、この規則の施行の日懇話会の座長として定められたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の公布の日は、平成25年11月15日である。)

(経過措置)

2 第2条第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の懇話会に相当する合議体の座長である者は、この規則の施行の日に懇話会の座長として定められたものとみなす。